

---

## 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）

---

景観計画区域内の建築物・工作物(以下「建造物」という。)、樹木(樹林地は除く。)のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、それらを核とした良好な景観の形成に取り組みます。

景観重要建造物及び景観重要樹木は市民による公募・推薦を基に選定し、伊勢市都市計画審議会や所有者の意見を聴いて指定します。

### 1 景観重要建造物の指定方針

本市の良好な景観を形成する上で重要であり、道路等の公共の場所から望見できる建造物を、次の方針に基づき指定します。

- 地域の歴史文化が形態意匠に色濃く現れているもの又は歴史的な形態意匠を継承するもの
- 地域住民に親しまれているもので、適切に維持管理がなされているもの
- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在のもの
- その他本市の良好な景観を形成する上で重要な役割を有するもの

### 2 景観重要樹木の指定方針

本市の良好な景観を形成する上で重要であり、道路等公共の場所から望見できる樹木を、次の方針に基づき指定します。

- 樹高や樹形が景観上優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれているもの
- 地域のシンボリックな存在のもの又はシンボルとして地域で育てていくもの
- その他本市の良好な景観を形成する上で重要な役割を有するもの